

高知県立坂本龍馬記念館広報宣伝業務委託公募型プロポーザル
募集要領

1 事業の概要

(1) 業務の背景及び目的

高知県立坂本龍馬記念館（以下、当館）は、坂本龍馬の業績を顕彰する記念館であり、また、幕末維新期を中心とする調査研究や展覧会を開催する博物館である。当館は、高知県を代表する観光地である桂浜に立地することや、全国的に人気、知名度の高い坂本龍馬をテーマとすることから、全国各地から多くの方が来館されている。

平成29年度に新館の建設、既存館のリニューアルを行い、平成30年4月21日にグランドオープンを行った。その後は入館者増となっており、この期間をできるだけ継続させることはもとより、今後は“龍馬ファン”や観光客以外の方等幅広い層に向けて、認知度向上をはかることも必要である。

本業務は、主に県内における各種メディア（新聞、テレビ・ラジオ、雑誌、その他）、を活用し、当館の魅力と情報を幅広く発信することで、今まで以上に来館意欲の醸成を図るために実施するものである。

(2) 委託期間

契約締結日（平成30年7月下旬予定）から平成31年3月20日まで

(3) 業務内容

別紙の「高知県立坂本龍馬記念館広報宣伝業務委託公募型プロポーザル仕様書」のとおり

2 提案内容

企画提案者は、以下の事項について提案をする。

なお、提案にかかる経費は事業者の負担とする。

(1) 企画提案

① 広報戦略

企画展示や常設展示をはじめとする当館の事業の他、当館がもつ魅力、当館を通じた坂本龍馬の魅力などの広報を総合的に展開するための具体的な戦略について提案する。

② 広報活動

展示事業、教育普及事業、施設情報等に関する情報発信の手法

ア 高知県内を中心に各方面へ情報を発信する手法について提案する。

イ 当館への来館意欲の向上を図るための具体的な手法について提案する。

ウ 一過性に終わることなく、次年度以降においても当館の認知、来館意欲が継続するような手法について提案する。

別紙1

3 見積限度額

6,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む）

4 審査委員会の設置

別途定める「高知県立坂本龍馬記念館広報宣伝業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置する。

5 契約の相手方の決定方法

企画提案者から提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定する。委託業者の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後には、候補者と公益財団法人高知県文化財団（以下「財団」という。）は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進む。14日以内（土日・祝日を除く）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者と交渉を行うものとする。

6 参加要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 高知県内に主たる事業所（本社又は本店等）を置く者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規定」（平成23年3月高知県訓令第1号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又はどう規定第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者（暴力団、暴力団員、暴力団に關与する者等）に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

7 説明会

日時 平成30年6月18日（月）午後1時30分から午後3時（予定）

場所 高知県立坂本龍馬記念館 新館 ホール

※参加を希望する事業者は、別紙「説明会参加申込書」（様式1）を平成30年6月15日

別紙1

(金) 午後5時までに、当館へFAXで送信し、電話により着信を確認すること。

※上記期限までに参加申込書を提出する事業者がない場合は、説明会への参加希望者がいないものとし説明会は開催しないこととする。

※1 事業者あたり3名までの参加とする。

8 質疑と回答

質疑は平成30年6月20日(水)午後5時までに別紙「質疑書」(様式2)によりFAXで受け付けることとする。FAXにて送付後は、電話により着信を確認すること。質疑と回答の内容は平成30年6月22日(金)までに高知県立坂本龍馬記念館ホームページ(<http://ryoma-kinenkan.jp>)に掲載する。なお、このプロポーザルに関する質疑は、この質疑書のみによるものとし、電話、メール、口頭などでの問い合わせや受付期間外の質疑は受けつけない。

9 参加申込および資格要件の確認

プロポーザルに参加する事業者は、別紙「参加申込書」(様式3)及び「資格要件確認書」(様式4)に添付書類を添えて提出すること。

(1) 参加申込

① 提出方法

持参、郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)FAXで受け付ける。FAXの場合は電話により着信を確認すること。

なお、郵送の場合、封筒の表に「プロポーザル参加申込書在中」と明記すること。

② 提出期限

平成30年6月25日(月)午後5時必着

③ 提出先

〒781-0262 高知県高知市浦戸城山830 高知県立坂本龍馬記念館

TEL 088-841-0001 FAX 088-841-0015

(2) 資格要件の確認

申込者から提出のあった参加申込書と関係書類による資格要件の確認後、平成30年6月27日(水)までに、確認結果を申込者にFAX等により通知する。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(土日、祝日を除く。)以内に、書面により、当館に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求められることができる。

② 当館館長は説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日(土日、祝日を除く。)以内に書面により回答する。

別紙1

1.0 企画提案書の作成

別途定める「高知県立坂本龍馬記念館広報宣伝業務委託公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり。

1.1 審査

別途定める「高知県立坂本龍馬記念館広報宣伝業務委託公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

1.2 審査結果

審査結果は、審査委員会終了後、全ての参加者に文書で通知する。また、公表しない審査結果内容についても、公益財団法人高知県文化財団情報公開規定に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

1.3 日程

6月15日（金）	プロポーザル説明会の参加申込締め切り
6月18日（月）	プロポーザル説明会の開催
6月20日（水）	質疑書提出締め切り
6月22日（金）	質疑書への回答を当館ホームページに公開（午後）
6月25日（月）	参加申込書提出締切
6月27日（水）	参加資格通知
7月9日（月）	企画提案書提出締め切り
7月13日（金）	審査委員会開催

1.4 提出書類

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（当館及び審査委員会での使用に限る。）する。
- (3) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはない。
- (4) 提出された企画提案書は、公益財団法人高知県文化財団情報公開規定に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示する。なお、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同規定により非開示となるので、提出書類該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙（様式5）により提出すること。
開示・非開示の判断は別紙（様式5）に基づき行うものではなく、別紙（様式5）を参考に、同規定に基づき当館が客観的に判断する。

別紙1

1 5 その他

- (1) 当プロポーザル参加を辞退することによって、今後の公益財団法人高知県文化財団との契約等について不利益な取り扱いをするものではない。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とする。
- (3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格となる場合がある。
 - ① 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
 - ② 審査委員、当館職員または当該プロポーザル関係者に対し、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ③ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規定第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
 - ④ 社会通念上、契約するにふさわしくないと考えられる事態が生じた場合

1 6 問い合わせ先

〒781-0262 高知市浦戸城山 830 高知県立坂本龍馬記念館 総務課：河村
TEL 088-841-0001 FAX 088-841-0015